

インド知財情報メール：第 2022-1 号、2022 年 1 月 24 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◇◆◇-----◇◆◇-----TOPICS-----◇◆◇-----◇◆◇
【1】 インド知的財産ニュースレター第 2022-1 号発行
【2】 インド知的財産ニュースレター第 2022-2 号発行
◇◆◇-----◇◆◇-----TOPICS-----◇◆◇-----◇◆◇

【1】 インド知的財産ニュースレター第 2022-1 号発行

本ニュースレターではインドにおけるコンピュータ関連発明の特許性に関する判例を紹介しました。 Ferid Allani 対 Union of India and Ors.の事件では、知的財産審判委員会がインド特許庁の拒絶査定を破棄し、不服申し立て人の特許出願に特許権を付与した。主に特許法第 3 条(k)に基づくコンピュータ関連発明の特許適格性をめぐり、デリー高等裁判所、インド特許庁、知的財産審判委員会の間で駆け引きが行われた。その結果、不服申し立て人の特許出願でクレームされた発明は「技術的効果」と「技術的貢献」の観点から特許性が認められた。つまり、インドの裁判所や知的財産審判委員会は、コンピュータ・プログラム関連の発明 (computer-related invention) に特許を付与する際に、米国や欧州で発展した法理論を取り入れたことになる。

本ニュースレターは当社のホームページの「IP INFO」でご覧になれます。

【2】 インド知的財産ニュースレター第 2022-2 号発行

当社発行のニュースレター第 2021-2 号 (2021 年 3 月 18 日発行) では、インド最高裁判所による、行政、司法などのすべての期限 (period of limitation) の延期について説明しました。その後、インド最高裁判所は、期限延長の指令を 2021 年 3 月 15 日付で終了するとその内容の指令を発令したことを、当社発行のインド知財情報メール第 2021-8 号 (2021 年 9 月 28 日発行) でご報告しました。

しかしながら、インド最高裁判所は、2022 年 1 月 10 日付で、「2021 年 3 月 15 日付の
手続期間の延長の指令を終了する命令を取り消し、恩赦期間を 2022 年 2 月 28 日まで継続
する」という内容の指令を発行しました。

本ニュースレターは、インド最高裁判所のこのめ命令による恩赦期間の扱いについて説明
しています。

本ニュースレターは当社のホームページの「IP INFO」でご覧になれます。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。
インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語で
ご相談が可能です。

◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。
◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信し
て頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。
◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新
メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。